

仕 様 書

1 件名

保育所空調換気設備等定期点検

2 履行場所 府中市立保育所 10 か所

(別紙 1 及び定期点検一覧のとおり。)

3 委託内容

(1) 空調設備保守

ア 対象となる EHP、GHP、全熱交換器、排気ファンベルトについて、動作確認及び異常、異音等の有無を確認うえ、運転に支障のないよう点検を行う。

イ 保守作業実施日は、各施設長と調整のうえ各四半期に 1 回、年間計 4 回実施すること。

ウ 第一種特定製品について、関係法令に基づくフロン類の簡易点検を各四半期に実施し、その結果を点検記録に明記すること。漏えいその他の異常が疑われる場合は、速やかに各施設長及び所管課担当者へ報告すること。

エ 各空調設備(全熱交換器を含む。)のフィルターを清掃・点検し、ファンに汚れが認められた場合は、通常の点検作業で対応可能な範囲において清掃すること。

オ 排気ファンの駆動ベルトが設置されている場合は、運転状態並びに摩耗、亀裂、緩み、張り、偏り及びプリーの状態を確認し、必要に応じて調整すること。対象機器は、現地の設置状況を確認のうえ点検することとし、現況に相違がある場合は、報告書を作成のうえ保育支援課へ連絡すること。

(2) 加圧給水ポンプ(住吉・北山・日吉 保育所)

ポンプ及び電動機運転状態、漏水、振動、異音その他異常の有無確認、電流値等を測定、記録し、各四半期に 1 回、年間計 4 回点検すること。3 年に 1 度、製造者の取扱説明書及び保守基準に基づき、点検を実施する。なお、分解整備、消耗部品の交換及び修繕は別途協議とする。

4 報告

点検結果を記録し、業務完了後速やかに報告書を提出する。漏えい又は故障の疑い、ベルトの著しい劣化その他の異常を確認した場合は、直ちに発注者へ報告する。

5 その他

(1) 作業は施設運営及び安全に配慮して行う。分解整備、清掃、部品・ベルト交換、修理、冷媒充填その他の修繕は本業務に含めず、必要な場合は発注者と受託者が別途協議する。

(2) 作業は、主に平日及び土曜日の 9 時 30 分から 16 時までの間とし、保育所の運営上支障が生じる時間帯(昼食や午睡時間帯等)を除く。なお、具体的な日時は事前協議のうえ決定する。

(3) 本仕様書に定めがない事項及び作業の実施にあたって疑義が生じた場合は、市と受託者が協議してこれを定めるものとする。

6 室内機一覧（別紙１のとおり）

本町保育所は令和８年１２月に移転予定のため、新本町保育所の導入予定（想定）の機器等を記載している。受注者は業務の実施に当たり、竣工図書その他関係資料により対象機器等を事前に確認の上、実施すること。